（略）				
	（略）			
		（略）	（略）	（略）
		岸まで引いた線、東扇島北西端（北緯三十五度三十分二十秒東経百三十九度四十五分四十一秒）から三百四十一度に陸岸まで引いた線（以下Ｃ線という。）及び陸岸により囲まれた海面。）	分五十六秒東経百三十九度四十四分四十七秒）	

附　則

この省令は、令和二年二月五日から施行する。

（略）				
	（略）			
		（略）	（略）	（略）
		岸まで引いた線、東扇島北西端（北緯三十五度三十分二十秒東経百三十九度四十五分四十一秒）から三百四十一度に陸岸まで引いた線（以下Ｃ線という。）及び陸岸により囲まれた海面。）	分五十六秒東経百三十九度四十四分四十七秒）	